

平成24年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成24年3月23日（金曜日）午前10時開会

※開議宣告

追加日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 第1号議案から第32号議案まで及び
第34号議案について委員長報告
(質疑・討論・表決)

日程第2 議案第1号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号上
程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第4 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

- 1 番 土 谷 信 也
- 2 番 近 藤 紀 男
- 3 番 成 重 博 文
- 4 番 安 達 隆
- 5 番 山 田 秀 夫
- 6 番 松 本 博 彰
- 7 番 中 山 田 健 晴
- 8 番 河 野 徳 久
- 9 番 明 石 光 子
- 10 番 土 谷 力
- 11 番 村 上 和 人
- 13 番 安 東 正 洋
- 14 番 北 崎 安 行
- 15 番 川 原 直 記
- 16 番 河 野 正 春
- 17 番 山 本 博 文
- 18 番 菅 健 雄
- 19 番 徳 永 浄
- 20 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（1名）

- 12 番 鴛 海 政 幸

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 安 藤 隆 治

主幹兼議事係長	清 水 栄 二
庶務係長	次郎丸 浩 一
副 主 幹	岩 本 力

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	奥 田 秀 穂
市参事兼総務課長	栗 原 茂 彦
市参事兼企画政策課長	宮 崎 敦 夫
市参事兼情報推進課長	中 嶋 栄 治
市参事兼財政課長	増 田 正 義
市参事兼農林振興課長	井 上 晃 一
市参事兼福祉事務所長	野 村 信 隆
市参事兼消防長	門 岡 博 通
税 務 課 長	渡 辺 功 司
保 険 年 金 課 長	佐 藤 清
子育て・健康推進課長	甲 斐 智 光
人権・同和対策課長	伊 東 文 夫
環 境 課 長	都 甲 賢 治
商 工 観 光 課 長	佐 藤 之 則
農 地 整 備 課 長	新 田 千 代 蔵
建 設 課 長	筒 井 正 之
都 市 建 築 課 長	河 野 義 雄
上 下 水 道 課 長	近 藤 博 人
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	渡 邊 和 幸
主幹兼総務法規係長	佐々木 真 治
秘 書 広 報 係 長	丸 山 野 幸 政

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	安 東 良 介
学 校 教 育 課 長	瀬 口 卓 士

○議長（河野正春君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日は、会議録署名議員の鴛海政幸君が欠席しております。

お諮りいたします。

会議録署名議員の指名の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思っております。

3月23日

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月6日本定例会の会議録署名議員として、12番、篤海政幸君を指名しましたが、病気のため本日は欠席でありますので、本日の会議録署名議員として14番、北崎安行君を追加指名いたします。

○議長(河野正春君) 日程第1、第1号議案から第32号議案まで及び第34号議案を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、土谷 力君。

○総務委員長(土谷 力君) 去る3月15日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案7件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第12号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、今回の補正は、退職予定者の増に伴う人件費、保育所運営費の増に伴う保育所委託運営費、国の第3次補正における消防団員安全対策の推進に伴う消防団安全対策設備整備事業費、基金積立金等のほか、事業執行において事業費の減少や事業延期等に伴う事業費の減額などが計上されています。

財源については、地方交付税、繰越金等で措置されています。

補正額は、2億2,135万3,000円の増額で、補正後の予算総額は、149億723万7,000円となっています。

次に繰越明許費の設定については、サーバー群ハウジング業務委託事業について繰越措置を行っています。

次に地方債の補正については、地域総合整備資金貸付事業、ほか3件について所要の変更を行っています。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、平成24年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、6億679万1,000円が計上されています。

歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設の運営及び維持管理経費、施設整備費並びに施設整備に係る市債償還金です。その財源は、使用料、財産収入、繰入金、市債等で措置されています。

第23号議案、豊後高田市行政組織条例の一部改正については、企画・政策及び文化に関すること並びに情報化に関することを総括して行うため、企画政策課及び情報推進課を統合し、企画情報課を設置するものです。

なお、本改正に伴い、所要の規定の整備が必要な条例について、附則において一部改正が行われています。

第24号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備が行われています。

改正の内容については、たばこ税に関する改正、個人の市民税に関する改正、雑損控除額の特例に関する改正が行われています。

本議案については、反対の討論がありました。

第25号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の手数料について所要の規定の整備が行われています。

第26号議案、豊後高田市基金条例の一部改正については、公立学校施設に係る財産処分手続に必要なため、新たな基金として学校施設整備基金を設置するため、所要の規定の整備が行われています。

第34号議案、基本構想の変更については、平成18年度に策定した豊後高田市総合計画の見直しを行い、将来人口3万人を目標とした定住対策を始め、新たな課題に対応した各種施策を推進するため、総合計画の基本構想の変更を行うものです。

主な変更点としては、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりの夢のあるまち 豊後高田」に改めています。

将来人口目標を3万人に設定しています。

まちづくりの基本目標を「安心して暮らせるふるさとづくり」、「キラリと光るまちづくり」、「あすを担うひとづくり」、「ふるさとを興す産業づくり」の4つを柱として設定しています。

重点戦略プロジェクトをこれまでの8つから、「健康なまちづくり推進プロジェクト」、「定住対策推進

プロジェクト」、「教育のまちづくり推進プロジェクト」、「千年ロマン観光推進プロジェクト」、「まちなか魅力向上推進プロジェクト」の5つに再編しています。

審査の結果、第24号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、第23号議案、第25号議案及び第26号議案、並びに第34号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 去る3月16日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案16件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第12号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、特別会計への繰出金、保育所運営費の増に伴う保育所委託運営費の増額補正及び給付費の減に伴う子ども手当費、児童扶養手当給付費の減額補正が行われています。

衛生費では、火葬場建設事業へ公共施設整備基金を充当する財源更正が行われています。

教育費では、事業費の減に伴う減額補正が行われています。

次に、繰越明許費の設定については、外国人に係る住民基本台帳システム改修事業及び新図書館蔵書整備事業について繰越措置を行っています。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号議案、平成24年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、35億1,923万2,000円を計上しており、前年度当初予算対比で、2.9パーセントの増となっています。

歳入については、国保事業の負担割合に基づく調整をされています。具体的には、事業費の5割を国庫負担金、国及び県の調整交付金でまかなっており、残りの5割を保険税と高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業に伴う一般会計繰入金などで充当されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金等です。

歳出の主なものは、療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等です。

審査の中で委員より、高額療養費は、退職被保険者と合わせて、昨年は何名か。また、高額療養費の請求は2年以内だったと思うが、2年以内に請求しなかった人はいるのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

高額療養費は、一般が6,294件で、退職が591件です。また、2年以内に請求しなかった人はいるが、件数は把握していない。なお、2年を経過する前に再度通知をしています。

第3号議案、平成24年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、3億2,149万円を計上しており、前年度当初予算対比で、4.7パーセントの増となっています。

後期高齢者医療制度は平成20年度から始まった制度で、保険料率等は2年に1度の見直しが行われており、平成24年度が見直しの年となっており、平成24、25年度の保険給付費の見込み、被保険者数の見込みを算出し、保険料額を算定して、2月20日の後期高齢者医療広域連合議会にて保険料等の引き上げに伴う条例改正案が可決されています。

保険料額については、均等割額4万7,100円を4万8,500円に、所得割額を8.78パーセントから9.52パーセントに、賦課限度額を50万円から55万円にそれぞれ引き上げられています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療保険料に係る大分県後期高齢者医療広域連合納付金です。

第4号議案、平成24年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、29億1,357万9,000円を計上しており、前年度当初予算対比で、3.9パーセントの増となっています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等です。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等です。

なお、予算の説明の前に、関連する第5期介護保険計画について、概要の説明がありました。

審査の中で委員より、この保険料に対しては、一

3月23日

一般会計からの繰り入れはできないのか。全国で一般会計からの繰り入れを行ったところはないのか。また、平成24年度からの方で繰り入れを行うところはないのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

平成12年度に介護保険制度が始まったときの厚生労働省からの説明ですが、第1号被保険者の保険料の減免については、一般会計による保険料減免は認められない。また、介護保険の費用は、高齢者の保険料が原則21パーセントで、一般財源を12.5パーセントとするよう負担割合も決められている。なお、昨年7月11日に厚生労働省の全国の主管課長会議の中で同様の単独減免に対する考え方があり、「保険料の減免については、従来から申し上げてきたとおり、一般財源の投入については適当でない」という通知をもらっている。

「保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免、保険料の減免に対する一般財源の投入は適当でないという三原則については、引き続き遵守するように保険者において適当な対応を求められたい」という通知をもらっているの、それに沿って特別会計の運営を実施しています。

一般会計からの繰り入れを行ったところについては、何例かあるように聞いているが、その後、国からは是正を受けたと聞いている。

24年度から繰り入れを行うところについては、県内で一市あるが、厚生労働省と協議する中で、一般財源を市の基金に積み立てて運営を考えているようです。

また委員より、介護保険料を決定するに際し、17円下げることについて、課内を含め、執行部でどのような議論がされたのか。17円下げることによって、下げる必要のある給付費はどれくらいか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

17円の値下げについては、市民全員が予防に努め、その分による給付費を減額してなんとか17円分値下げしようということです。また、17円下げることによる給付費の額は、3年間で、給付費で約2,000万円の減額に相当します。

第13号議案、平成23年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、退職被保険者等の療養給付費、一般被保険者及び退職被保険者等に係る高額療養費、国・県支出金精算償還金等が計上されています。

財源については、国庫支出金及び繰越金で措置されています。

補正額は、986万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、34億3,103万円となっています。

第14号議案、平成23年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、電算システム改修委託経費に係る一般管理費、居宅介護サービス給付費、高額介護サービス費等の増額補正及び給付費見込額の減額による減額補正が行われています。

財源については、繰入金及び市債等で措置されています。

補正額は、6万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、28億3,224万1,000円となっています。

第17号議案、宇佐・高田・国東広域事務組合規約の変更については、ごみ処理施設の管理運営に関する事務を宇佐・高田・国東広域事務組合の共同処理する事務として追加することに伴う、規約を変更することを関係市と協議することについて、議決を求められるものです。

第18号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市健康交流センター花いろ）、第19号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市生活支援ハウス）、第20号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市立デイサービスセンター周防苑）、第21号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市老人介護支援センター）は、それぞれの公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、第18号議案において、指定管理者については、他の業者は考えていないのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

検討しましたが、今までの管理運営、現状でお客さんが減っている状況、また、燃料代等が上がって非常に厳しい状況ですが、これまで適正な管理をしていただいているので提案させていただいています。

第20号議案においては、指定管理者と市の管理の責任について質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

施設の損傷等については、大きな修理（20万円以上）については市、それ以外については指定管理者。リスク分担表を定めて市が負担するものと指定

管理者が負担するものを分けています。

第22号議案、財産の取得については、新図書館に所蔵する図書の取得について議決を求められるものです。

審査の中で委員より、今の図書館においてある図書のうち、そのまま使えるものは何冊あるのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

現在、図書の整理をしているところですが、見通しとしては、2万冊程度は新図書館に持ち込んで活用できるのではないかと考えています。

第27号議案、豊後高田市公民館条例及び豊後高田市立図書館条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法及び図書館法の一部改正に伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱基準及び図書館協議会の委員の任命基準についての規定を設けるため、所要の規定の整備が行われています。

第28号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正については、介護保険法の規定に基づく第5期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の額の設定及び低所得者の保険料減免制度の創設が行われています。

審査の中で委員より、保険料の改定は、大変な値上がりだと思っている。本市においては、これ以上の金額は無理ではないかと思っている。

今回は5,240円ですが、今後は厚生労働省が一般財源からの投入については、市町村に任せられるようにしてもらいたい。という意見がありました。

第29号議案、豊後高田市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、墓地等の経営の許可等の権限が都道府県知事からすべての市の長に移譲されるため、所要の規定の整備が行われています。

第32号議案、豊後高田市立図書館条例の全部改正については、市立図書館の新設に伴い、必要な事項を定めるため、条例の全部改正が行われています。

主な改正内容は、新図書館の設置場所の住所の変更、開館時間の変更、休館日の変更、図書館の管理について、指定管理者に行わせることができる旨を

新たに規定すること等です。

審査の結果、第2号議案から第4号議案まで、第13号議案及び第14号議案、第17号議案から第22号議案まで、第27号議案から第29号議案まで、並びに第32号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） 去る3月19日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案11件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第12号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費及び商工費については、事業費の減少及び事業延期に伴う減額補正、土木費については、人件費へ住宅新築資金等貸付金償還推進助成金を充当する財源更正及び事業延期に伴う減額補正が行われています。

次に繰越明許費の設定については、真玉漁港災害復旧工事について繰越措置を行っています。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号議案、平成24年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算は、6,952万8,000円を計上しており、前年度当初予算対比で、18.8パーセントの増となっています。

歳出の主なものは、簡易水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

第6号議案、平成24年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算は、8億1,063万1,000円を計上しており、前年度当初予算対比で、0.8パーセントの減となっています。

歳出の主なものは、公共下水道整備事業費、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第7号議案、平成24年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、2億6,131万3,000円を計上しており、前年度当初予算対比で、15.5パーセントの増となっています。

歳出の主なものは、特定環境保全公共下水道整備事業費、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金

3月23日

です。

第8号議案、平成24年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算は、6,004万円を計上しており、前年度当初予算対比で、0.5パーセントの減となっています。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第9号議案、平成24年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算は、1,011万8,000円を計上しており、前年度当初予算対比で、5.7パーセントの増となっています。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第11号議案、平成24年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数5,302戸、年間総給水量155万3,812立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益2億2,236万6,000円、事業費用2億637万6,000円を予定し、差し引き1,599万円の税込み当期純利益となっています。

資本的収支では、収入総額1億4,809万1,000円に対し、支出総額2億5,693万9,000円を予定し、差し引き1億884万8,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんされています。

第15号議案、市道路線の廃止について、及び第16号議案、市道路線の認定については、市道の新設による市道路線の起点、終点、延長等の変更に伴い、当該市道路線を廃止及び認定するものです。

第30号議案、豊後高田市水防協議会条例の一部改正については、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による水防法の一部改正に伴い、所要の規定の整備が行われています。

第31号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備が行われています。

以上審査の結果、第5号議案から第9号議案まで、第11号議案、第15号議案及び第16号議案、並びに第30号議案及び第31号議案については、提

案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 予算審査特別委員長、安達隆君。

○予算審査特別委員長（安達 隆君） 去る3月21日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案一件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、平成24年度豊後高田市一般会計予算は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 社会文教委員長に、第3号議案、後期高齢者医療保険の特別会計についてまず質疑をします。これは、県の広域連合の今回の議案改定により介護保険料が増額したことによって、その分に見合う予算になっているんですが、この中でこの制度が始まって4年たちましたが、2年ごとの改定なんです、前回はため込んでいた基金を取り壊して値上げをせずに据え置きをしました。

今回も40億を超えるため込み金があり、そのうち12億は取り壊しても使えるということになっていますが、今回は取り壊さずに大幅値上げになったんですけれども、その点について、豊後高田市を代表して広域連合に入っている議員はどなたなのでしょう。それを取り壊せというような主張があったのでしょうか。そうすれば、こんな始まって以来の大幅値上げをすることはなかったと思うんですけれども、そういう点について社会文教委員会でどういう審議がされたのか説明してもらいたと思います。

次が、第28号議案についてです。先ほどの説明では、2点の質疑や意見があったようなんですが、1点目は国に向けて今後一般財源から特別会計に繰り入れするような措置ができるように働きかけてほ

しいというように聞こえたんですけども、それで根本的に片づくのかなと思うんです。

今、全国的に制度の改定を求めているのは、いわゆる住民負担の割合、現在は、公費と住民負担が五分五分、50パーセントずつになっているんですけども、特に65歳以上の1号被保険者については、介護保険制度が始まった当初は、17パーセントでした。改定ごとに1パーセントずつ上がって、今回の大きい改定では65歳以上の負担が21パーセントまで上がりました。

40歳から64歳までは29に下がったわけなんですけれども、問題はこの国・県・市町村の公費負担をふやすことの改善が一番やっば大事な点だと思うんですけども、そういう点は出されなかったのか。よその議会ではこの種の討論の中で、議会としてもそれを担当している委員会の委員長の名前で国に意見書を出そうということがやられています。全国的にはもうほとんどのとこでやりました。大分県が一番おこなっていますけれども、社会文教委員会としてはやっばこの今回の大幅値上げを問題にして、次はそんな大幅値上げはさせないぞということで、ただ一般財源からの繰出問題ではなくて、公費を大幅にふやすというようなそういう制度の抜本改正を求める、国に対する働きかけが求められると思うんですけども、そういうことにならなかったのか。意見書を出すような意見はなかったのかお尋ねします。

次が、一つは5期計画で介護保険料の設定は、前回と同じように6段階で4段階を細分化した7区分になっているんです。前回と同じなんです。今回やっぱり3段階を2つに分けることが認められることになりました。前々前回、前々回から所得基準額が当初は250万以上一律でしたけれども、今度は200万に下がった時点で1.5ではなくて、高田の場合は1.5なんですけど、1.75でも2でも2.5でもいいよということになったんですが、高田はどうとうこれをしてない今回の条例になっているんですけども、ね、県下では宇佐でも中津でも1.75を今回つくりました。大分では基準額の2倍をつくりました。所得のある方については、応分の負担をしてもらうことになったんです。

そういうことが社会文教委員会の議論の中で出なかったのか。これは国のことではなくて市でやればできることなんです。そして3段階、いわゆる非課税世帯で年金が80万円を超えて120万未満の方については、市で特別に安くできるようになったん

です、法律で。これは、今回からは3年間に限るとなっています、法律は。そういう問題で議論がされたのかされないのかお尋ねしたいと思います。

次が、今回の改定で一番負担増になる方は、前年度所得が190万円から200万未満の方です。この方については、これは国の基準が変わりました。国の制度が変わりまして、この方については今、現行5段階ですけども、新年度から6段階に1段階上がるんです。

そのために、高田では3年前に比べたら3万2,508円の増になります。1年間に3万5,000円を超える増になるんです。それはもう、制度が変わったからこれはもうどうすることもできないと思うんですけども、そうなったら190万の方についても、所得が1,000万でも2,000万円ある方でも介護保険料同じなんです。ただし、200万以上の方についてはもう割合は同じ、190万から200万未満の方については特別1年間上がるという矛盾があるんですよ。

だから、国はそれぞれ市段階で、今までは高田は1.5で頭ぎりなんですよね。これを1.75でも2でも2.5でもいいよというように法律が変わっているのに、これをやらないということは、一番困るのは、矛盾を感じるのは190万から200万以下の方ですよね。おれたちだけなぜこんなに上がらないかんかと。3万2,500円も何で上がるかという矛盾があると思うんですよ。

いやいや、それはもう制度がこうなった、あんたとも上がるけれども、今回は所得の高い人についても1.75や2や2.5をつけてからということになると、やっぱり190万から200万の間の方もそれはしょうがないなということになると思うんですよ。で、そうになってないんですよ。そういう点は、これは、市独自でできることなんです。そういうことになってないことについて、審議はやられたのかどうかお尋ねをします。

もう1点で終わります。一つは、今回の条例で初めて導入されたのが、市長が別に定める要件において、市独自の減免制度ができたんです。これは、もう12年前から、私が、何度も議論をしてきましたけれども、高田の場合は、国の制度で、国の制度ということで市独自の制度をつくりませんでした。市独自の制度をつくっているところを、県下、調べてみましても、なかなか、対象が少ないんです。申請しても却下されておりまして、あるいは、申請する

3月23日

のにかなり手間暇かかる、職員のほうも、これを審査するのに手間暇かかるということで、やはり、申請減免よりは法的減免のほうがということで、別府の場合は、申請減免を、生活保護基準から、生活保護基準の1.2倍に上げましたけど、まあ、改善をしているんですよ。

で、問題は、聞きたいのは、新しく永松市長になって、初めてできたこの制度、この制度を私は評価していますけれども、その審査に当たって、規則の案の内容や、あるいは要綱を定めるその内容など、資料が提出されて、だれでも、社会文教委員会の方やったら、お年寄りから相談受けても、こういう方、あなたは対象になりますよ、なりませんというような判断ができるような、それぐらいの、だれが聞いてもわかるような説明がされたのか、社会文教委員会の皆さんが理解できるような審査がされたのかどうか、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

以上であります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目が、3号議案についてですけども、4年前に始まった後期高齢者医療制度についてなんですけども、基金としてため込んでいる、それを、保険料に充てるといった意見がなかったのかということでございますが、そのような件につきましては、特に審議はございませんでした。

それから、介護保険特別会計の件につきまして、まず1点目の、公費を大幅にふやすという、そういった形の意見書を出すという意見はなかったのかということでございますが、そういった意見はございません、社会文教委員会では、ございませんでした。

次に、2点目の、段階区分に対する意見につきましては、この件も、特に意見はございません。

それから3点目の、現段階、6段階についての質問ですけども、この件につきましても、特に審議はございませんでした。

次に、4点目の規則案の内容につきましても、特に委員会の中での審議はございませんでした。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） まあ、なかった、なかった、なかったと、なかったの総ずくめなんですけれども、今回の介護保険条例の改定というのは、制度

が始まって12年たちまして、いよいよ、今度は5期目が始まるんですけれども、今までの中で最も、高齢者にとっては、負担がのしかかる改定案なんですよね。だから、厚生省も法律まで改定をして、県の基金を取り壊して、それを使ってよいよと、あるいは、段階を細分化して、所得に応じて適正配分をしようというように変わったんですよ。これは、市独自でできることが、高田の場合できてないから、私も、本会議で問題にしましたけれども、時間がなくて意を尽くせませんでしたけれども、せめて、社会文教委員会では、私が言いたいことをかなり察知していただいて、市民のために議論していただけるかなと期待をしておったんですけど、メンバー見ますと優秀なメンバーなんですけれども、何か、できてないということがわかって、もう、非常に悲しいです。

よって、本当に、この条例案で理解できて賛成したんだろうかという疑問を持ちます。私も共産党の議員が、各地におりますんで連絡とってありますけれども、高田ほど、こういう大事な問題で、議会に資料を出さないとこはないんです。社会文教委員会に出せた資料は、何と、皆さんに配っている、いわゆる第5期計画の一部をそのままコピーをしたのが四、五枚配っただけでしょう。こんなところというのは、恐らく、全国で高田だけでしょう。どこだって、一目見れば、なるほど、こうこうこういうことになる、今までの実績がこうなんだと、それを踏まえて給付費がこういうふうになっていくと、県の基金の取り壊して幾ら入ると、市の基金の繰入金はないと、一般財源から持ち出せない、こうこうこうということで、これだけの料金設定になるんだというのが一目でわかるような資料も配付しないで、市民から聞かれても、議員が答えようがないんじゃないかと思うんですよ。

私はこのほど「みんなの高田」で、試算表を出しましたら好評のようなんですけれども、そういう表は、やっぱり執行部から社会文教委員会、同時に議員にも配付をしてですね、こういうことになるからご協力を願います。そういうことがあってしかりなんですよ。そういう資料の出されないことについて、委員から、もっと資料を出せと、議会をなめるんじゃないよというような立場からの意見はなかったんですか。今後、社会文教委員長が、次もそういうこと、続けるということないと思うんですけど、議長に申し入れて、だれが議長になっても、今後、こういう、

市民にとって重要法案、重要議案については、だれが見てもわかるように、議員が市民に説明できるような資料を、提出をさせるように、議長に要求してもらいたいと思うんですけども、委員長、どうでしょうか。

以上です。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

規則案の内容については、特に審議、審査はございませんでした。

で、介護保険制度の改革案について、条例案で納得したのかというご質疑でございますが、これも、特に意見はございませんでした。

それから、提出資料を出せという意見はなかったのかというご質疑でございますが、特に、提出資料を出せといった意見は、委員からは出されておきませんが、重要資料については、今後、委員会、委員長として、また、執行部に提案をしてみたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく願います。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 今、資料提出については、執行部に要求するということでしたけれども、私は、どなたが委員長になっても、やっぱり、あるいは、今後、どなたが議長になっても、やっぱり、市民にとって大事な議案については、議員が資料を見れば、市民にわかりやすく説明できるように、やっぱ、そういう資料を、今後、大事な問題については出せるように、ぜひ、私からも要求しておきます。

あと、もう1回の質疑は、この議案質疑や今の社文の審査の結果を聞いてみても、一般会計からの持ち出しはできないかという意見があったことは、これは、質問者に評価をしたいと思うんです。しかしながら、本会議でも委員会においても、執行部は、もう、出せないんだという答弁があり、それ以上、もう食い下がってないんですよ。

で、大分県の場合は、豊後大野市が大幅値上げを抑えるために、市長が勇断を下しました。これ、大分県で、14の市町の中で、豊後大野市だけなんです。これは、4億5,000万円を、この平成23年度の予算、補正予算で基金に積み込んで、3年間に分けて、介護保険料を、負担を抑制するという勇

断を下したんです。これ、やれるんですよ。で、今までも、全国的には、いわゆる給付費が大幅に上がって、介護保険料が大幅に上がることについては、やむを得ぬ措置としてやってきて、厚生省も一応認めてきたわけです。今回だって、ペナルティーがあるわけじゃないんです。今までやったところに電話で聞いてみましたが、ペナルティーは全くありません。国保の場合は、ペナルティーが、一定のものがあつたんですけど、これはありませんでした。だから、今回——前回、4期の平均額、平均基準額は、4,180円なんですよ。きょうの大分合同新聞に載っております現行と書いておるのは、全部、私、試算してみましたけども、4期の平均金額なんです、平均金額。平均金額は、高田の場合は、4,180円なんですよ。で、今回、5,240円ですから、60円上がりになるんですよ、1,060円上がりね。全国平均では、600円から700円ぐらいになりそうです。だから、約2倍、全国平均よりも2倍の上げ幅になりそうなんですよ。だから、私は問題にしておるんです。

よって、これから、もう3年先しかこの改定がないんですけども、来年は社会文教委員会で国保の税率改正がやられるんじゃないかと思うんですけども、思い切ってこれは国保税の負担の軽減のために一般会計から出すように、特に社会文教委員、今度変更されますけども、その場で大いにやってもらいたいと思うんですけども、社会文教委員長として、今の市民の実態からみて、今回の1,060円の値上げについて、反発を受けるとは思いませんか。もう、やむを得んと思いますか。この辺の見解を聞いて、終わります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） お答えいたします。

1,060円の値上げということですけども、全国的に見ましても、大分県下を見ましても、今回の値上げは、各市町村とも実施をされてるということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3月23日

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私は、議案第1号、2、3、4、24、28号議案に反対討論を行います。

最初は、一般会計の予算であります。市民の願いにこたえられる予算については、これまでどおり、当然、賛成でありますけれども、それに反する幾つかの予算内容については同意できませんので、幾つか指摘をし、反対討論をしたいと思っております。

不景気が続いております。なかなか、市民の所得は伸びておりません。しかしながら、定率減税の完全廃止とか、あるいは、高齢者控除の廃止や公的年金控除の廃止あるいは縮小など、一連の、これまでの税制改正によって、所得は伸びなくても税金はふえてきました。今年度、いわゆる新年度には、新たに年少扶養控除が全面的に廃止をされまして、子供を持つ家庭では、大幅な増税になります。

今回の当初予算で、増税分は、この部分が占めています。で、こういう形で増税を押しつける予算になっておりますので、反対であります。

子ども手当について見ますと、本来ならば、昨年よりも増額すべきでありますけれども、いろいろと、党利党略で、国会で議論がありまして、結果的には、この名称も変わりましたし、今回もらえる額も大幅に減額されるということで、今回の予算でも、前年度比では1億3,500万の減額予算になっておりまして、子供を持つ家庭では、当てが外れたと、大変な被害になる予算になっておりますので、反対であります。

それから、道路工事関連の予算についてでありますけれども、私はかねてから、消防車や救急車が入らないような狭い道路が、市内の各所にあると、同じ道路をつくるならば、宇佐から国見に対する、あの高規格道路よりは、こういう生活道路を優先しようということを、何度も問題提起をしております。若干、生活道路の工事も各所で行われておりまして、それは評価しますが、今回も、ほんのわずかな予算の中で、今回問題なのは、犬田の国道から水崎方向に向かって、いわゆる佐々木食品までの道路改良の予算、これが、用地費や補償費、そして工事費など含まれて、5,850万円がこの中に含まれている予算になっております。議案質疑でも指摘しましたように、当初の計画で、今、佐々木食品のほうから国道に向けての道路が、生、8割、9割

方完成しておりますが、あと、地権者と用地交渉を詰めて地権者の協力をいただければ、そう大した経費じゃなくても完成ができると思うんです。これは、だれも、市民が当たり前のことだと思うんですけれども、議会には一切相談しないまま、今まで答弁であったように、筆界未定の土地を購入するために、本当に広い面積を購入しなければならない、あるいは、新たにまた家屋補償も出して、宅地も購入する結果になっています。これは、だれが考えても公共工事の無駄遣いに当たるのではないかと思います、この部分については同意できません。まだ、私なりに調査をして、次の議会でも議論をしていきたいと思っております。

それから、あと、同和事業についてでありますけれども、同和事業による新築・改築資金のこげつき問題、これも、永松市長就任当時から、前の市長から引き継がれた市の懸案事項の中の一つであります。で、基本的には、永松市長も、市長就任当時は、意気込んで解決に取り組んできましたけれども、最近では、もうマンネリ化してしまって、総額5,800万を超える額がこげついたままになっており、今回の予算では、そのうちの130万円しか徴収が見込まれないような予算になっておりまして、到底、これを、本気でこの問題、懸案事項の問題解決に取り組むような姿勢が見られない予算であり、反対であります。今回、やっぱり、市長を先頭に、もう、市長の任期も後わずかになりましたけれども、これは、懸案事項、かなり、永松市長のおかげでこなしただけで、歴史に残るような成果を上げることを求めて、この討論は終わります。

次は、同和団体の活動補助金についても、これも、今まで4支部あったところが1支部がなくなる、あるいはもう、あとの支部のところでも支部長が亡くなる、死亡するなどして、組織人員についても、かなり減っているように聞いています。なのに、いまだに、法律的には、もう同和地区はなくなりましたけれども、こういう形で、今なお125万円の活動補助金を出すことは、問題だと思ひ、これはもう全額廃止を求め、この予算は反対であります。

それから、旧同和地区についての活動を名目にした社会教育指導員についても、依然として、また1人雇うようになっています。仕事量を見てください。本当に今、高田にそういう人を、人件費を出して雇うような必要があるのか、それだけの効果を上げているのか疑問でありまして、その他、集会所の同和

事業についても、一般業務でやればいいことであって、こういう同和関連予算については反対であります。

次は、国保の特別会計の予算についてであります。豊後高田市の国保税は、今の税率から見ますと、余りにも所得に比べて高すぎるために、払いたくても払えないと、何とかしてくれという悲鳴の声が上がっておりまして、結果的には、滞納額が年々増加をしております、差し押さえという強制処分をせざるを得ないような状況も起こっております、非常に残念であります。

問題は、この市民の切実な声にこたえて引き下げるべきであります。引き下げるために、市長は、ありとあらゆる方策を講じるべきだと思います。よって、私は、この市民の負担が、所得に比べて重すぎる高田の国保税、この予算については反対であります。

今後、市長は、引き続き予防や保険事業を積極的に取り組むと同時に、政府関係者に国の負担をふやして、住民の負担が軽くなるように、政治力を発揮して働きかけていただくことを要求して、終わります。で、この負担、被保険者の負担増に伴う予算には反対であります。

次は、後期高齢者医療の特別会計についてであります。75歳以上の高齢者を、一般の人と保険を切り離して、医療差別をする制度でありまして、自民・公明政権時代には、民主党など野党が一体となって、この制度の廃止を求めて闘ってまいりました。ところが、民主党が政権の座に着くと同時にこの公約を投げ捨て、国民の期待を次々と裏切ってきましたが、その一つが、この後期高齢者医療制度の継続であります。

私は、これは、公約どおりに廃止をすべきであります。大分県では、広域連合でため込んでいる金が40億円を超えておりまして、2年前は、このため込み金の一部を使ったために、大分県は、保険料を据え置きしましたが、今回は、崩せる金が12億あると聞いていますけれども、一切崩さないために、1人当たり年額2,981円の値上げをすることになりました。このように、高齢者の保険料負担増加につながる予算でありますので、反対をいたします。

次は、第4号、28号議案、特別会計と介護保険条例改定の議案についてであります。この議案は、第5期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を基準月額5,240円に設定をして、そのために、

申請減免制度が適用されない65歳以上すべての市民に対して、負担を大幅に引き上げる議案になっております。3年前、平成21年度に比べ試算してみますと、一番少ない方でも、年間6,720円の負担増になります。所得が190万円から200万未満の方については、年間3万2,508円の大幅な値上げになります。現在の介護保険制度では、高齢化が進行し、介護サービス利用者がふえればふえるだけ介護保険料が引き上げられる、そういう制度になっております。

厚生労働省は、介護保険料の大幅引き上げを抑制するために、今回、法改正を行いました。1つには、都道府県にため込んでいる財政安定化基金の取り壊し、取り壊して保険料の軽減に活用すること、2つ目には、低所得者の介護保険料を軽減するために、第3段階を細分化して、非課税世帯で年金や、年金等のほうが正しいですね、年金と所得を合算しまして、80万円から120万未満の方については、負担率を引き下げることなどを、市町村の権限で実施できるように変えました。

私は、それを踏まえて、昨年12月議会、これ、もう3月議会でやっても遅いということで、大幅引き上げを抑えるためには、基本的には国の負担率をふやす、そして、この住民の負担を軽くする、これは、制度の抜本的改正しかないということで、市長に国の負担率をふやすことを求めて意見を上げろと要求しました。同時に、市でできることは、1つ、県のため込んでいる42億円の財政安定化基金を、介護保険料の軽減に充てるために、やっぱり、働いてほしいということ、2つ目には、所得に応じて適正な保険料を設定するために、設定区分を、現在は6段階7区分になっておりますけれども、細分化すると、全国的には13、15のところまでできておりますけれども、国保税にしても後期高齢者医療についても、100円刻みで細分化されとるわけです。ところが、介護保険の場合には、高田の場合、7段階しかないんですよ。国保税だって100円刻みの段階がついているでしょ。だから、おかしいじゃないかと、今度の改定では、190万以上は、幾ら所得があっても同じなんですよね。こんなばかんなことがあるかという形で細分化を求めた。それから、3つ目には、どうしても、それをしても大幅な負担増になる場合には、市一般会計から、市独自で繰り出しをして抑える措置をとるべきじゃないかと、で、何とかして、高齢者の負担増を抑えようということ

3月23日

で要求しましたけれども、実際、この介護保険事業計画に基づいて、今回の条例が出されているんですけれども、策定委員会では、4回会議を開いていますけれども、その内容も、資料請求でとってみましたが、本当に、そういうように、厚生省が出している法律に基づいて、まともに、策定委員会では議論したんだろうかと、何とか住民の負担を軽くするために努力されたんだろうかと、そういう跡が全く見られません。これはもう、びっくりですね。今回、私は、14市の資料を全部集めて分析をして、また、問題にしたいと思っていますけれども、恐らく、高田みたいなところはないと思います。よって、私はびっくりしました。

それで、パブリックコメントに基づいて、5つの点で市長に要求しました。議案質疑の中で、川原議員から、パブリックコメントにどんな意見が出たかと質問がありましたけれども、私が挙げた5つの点については、1項目も答弁では紹介されておられません。私の意見が、これ、間違った意見なんですか。これ、大事な問題なので、ごく短く、皆さんに訴えたいと思うんです、市民の皆さんに。

一つはですね、県の基金の取り壊し分が、42億あるんだから、私は今まで言ってきたのは、国・県・市が三者で積み立てているのが42億あります。もっと実際には増えそうなんですけれども、それを全面的に市町村に分配すれば介護保険料を大幅に下げられるという論ですね。これ、全国的には、そうしたところがあります。市の分と県の分を出したところがあります。大分県の場合は、市の分しか出していません。高田でいうたら約3,000万なんですよね、たったの3,000万しかありません。これを、やはり、もっと引き上げるべきじゃないかと。

それから、2番目には、3段階の細分化をしてないじゃないかと、これおかしいと、で、だから、意見については、一つ、今のは問題点ですね、意見については、一つ、宇佐・中津と同じように3段階を細分化しよう、それと、所得が190万以上の方は、幾ら上がっても保険料が同じになっているので、他市のように、多段階方式で、せめて宇佐・中津のように1.75を設定したらどうかと。それから、基準額5,240円は、市民の所得に比べて高すぎるので、一般会計からの繰り入れ、それから、非課税世帯の1、2、3段階の方で、世帯全員の収入が生活保護基準の1.2倍により算定した額と、扶養控除に係る、これを合計した額、この以内の方につい

ては、市独自の減免制度を導入することという点を申し入れておりました。市長が、何とか、ありとあらゆる努力をされて、この軽減措置に努めるように要求しておりましたけれども、ほとんど、私の提言は採用されないままであります。そのために、介護保険制度始まって以来の、史上最大、本当に高い介護保険料が設定されることになりました。年金暮らしの高齢者にとっては、大幅な負担が押しつけられる今回の予算案、条例改定案については反対であります。

大事な点ですので、もう一言。介護保険では、その制度が導入した当初は、給付費の17パーセントを、高齢者が負担をしておりました。改定ごとに1パーセントずつ上がり、第5期計画では、高齢者が21パーセントの負担になっています。そのために、高齢化で介護給付費がふえればふえるだけ、保険料が重くなります。これは、高齢化に伴い、保険料が際限なくふえる、介護保険制度の根本的な欠陥であります。このままでは、3年先の第6期計画では、団塊の世代が本格的に介護保険を利用するようになりまして、さらに、保険料の大幅値上げにつながりかねません。国と地方自治体の負担割合を抜本的にふやすことがどうしても必要でありまして、低所得者からも保険料を取り立てるような、こういう現行の制度を抜本的に改正すべきであり、市長は、負担軽減に向けて、ありとあらゆる努力をすると、関係機関に働きかける、市独自でも努力することを要求しまして、反対討論といたします。

最後に、第24号議案です。市条例の改定議案ですけれども、個人市民税を、今回、復興財源に充てるということで、民主党が、平成26年から35年まで、10年間にわたって市民税の均等割を500円増税する、そういう、今回、議案になっています。県民税も同じように500円の値上げで、合計1,000円の増税につながります。税金は、負担能力に応じて、累進課税方式にすべきでありまして、均等割の1,000円引き上げ議案については反対であります。議員各位の皆さんのご賛同をお願いし、討論を終わります。

長くなりましたが、ご静聴ありがとうございました。

○議長（河野正春君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第1号議案から第4号議案まで、並びに第24号議案及び第28号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第1号議案から第4号議案まで、並びに第24号議案及び第28号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第1号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第1号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第1号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第3号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第24号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第24号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第24号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第28号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第28号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第28号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（河野正春君） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正については、先ほど、議決されました行政組織条例の一部改正に伴い、総務委員会に係る所管事項の一部を改正するものです。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われることから、総務委員会の委員、正副委員長及び継続審査事件について、新条例の委員会に引き継がせるよう経過措置を設けております。

以上、本議案については、何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますようお願いいたします。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

3月23日

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

○議長（河野正春君） 日程第3、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、河野徳久君。

○8番（河野徳久君） 意見書案第1号「国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

国と地方公共団体は、ともに国民・住民の権利の保障と福祉の実現のために存在するもので、国の役割は、何よりも国民の権利保障という本来の目的の実現のために、現状よりも一層拡充されなければなりません。

国と地方公共団体の役割分担のあり方について考えると、一方的に国の役割を縮小し、地方に移譲することがすべて善であるという単純な地域主権万能論は国の果たすべき役割放棄を正当化しているに過ぎないもので、「二重行政の弊害」の名のもとに国の事務・事業の必要性を否定することは、結果的に国民・住民の多様な公的サービスを享受する権利を失わせるものです。

国民・住民の人権保障は、現行法律でも十分に行えるものであり、貧困の深刻化や格差の拡大、医療や年金、雇用問題など様々な社会不安が増大している中、国民の安心と安全を確保するために、国・地方の行政体制を拡充することが求められており、公

務員の果たすべき役割は拡大しています。

現在、国が進めている「地域主権改革」により、国の出先機関の廃止・地方移譲や広域行政組織が進めば、地方における行政サービスが大幅に低下し、国民・住民の生活に支障を来すばかりか、地域間格差は拡大することが懸念され、行政の効率化によって、国民の利便性や権利保障の後退を招き、住民や地方自治に犠牲を強いるものです。

つきましては、国民・住民の生活を保障するための行政サービス等の拡充に向け、次の事項の実現を強く求めるものです。

1、地方に犠牲を強いる「地域主権改革」は行わないこと。

2、行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと。

以上、国の関係機関へ要望をするため、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として、提出していただきますようお願いするものでございます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） それでは、意見書案第2号「介護保険制度の抜本的改革を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

平成12年から実施された介護保険制度は、「国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること」を目的とし、介護を社会で支える画期的なものとして、全国で運営されて参りました。

しかしながら、我が国の高齢化率は、世界に類を見ない水準、そして世界に例を見ない速さで進んでいます。

加えて核家族化により、一人暮らしの高齢者も大幅に増え、各自治体も介護予防活動や認知症対策等に、積極的に取り組んでいますが、残念ながら地域コミュニティが崩壊していくというような現実があります。

併せて、介護給付に係る費用が伸び続け、地域で暮らす高齢者の生活に与える影響が大きくなると予想されます。その結果、給付と負担のバランスを、どのように確保するのかという根幹の問題は、保険者たる自治体にとって、その存立を脅かされる重大な問題となってきております。

介護保険に係わる財政の安定した運営、並びに地域に暮らす人々が将来に不安を持つことのないよう、持続可能な介護保険制度にしていくために、次のと

おり介護保険制度の抜本的な改革を強く求めるものであります。

要望事項であります。まず1点目であります。介護保険の諸問題を解決するため、また、被保険者の多様化していく需要や要望に応えるために、広域化による保険者設立を積極的に推進すること。

2つめであります。第1号被保険者の負担を軽減するため、公費50パーセント、保険料50パーセントの負担割合の見直しも含め、国、県及び市町村の財政負担割合や財政調整交付金のあり方を見直すこと。

以上、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として、提出していただきますようお願いするものでございます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 意見書案第2号について、提案者に質疑をいたします。タイトルにあります介護保険制度の抜本的改革を求める、このことについては大賛成であります。中身、要望事項2点ありますけれども、ここがちょっと引っかかりますね。

これは、議会運営委員会のメンバーの皆さんの名前が連ねておりますが、これいつこういうものを出すことになったのか。このサンプル、この意見書のサンプルは、あなたの私案なのか、どこかの例をまねたのか、私どもいま県からも取り寄せておりますけれども、やっぱりよそはそれぞれ社会文教委員会で議論して、これなら高田のためになるという形で国に意見書を出しています。それが意見書ですよ。

私の聞いたところでは、村上、前の議長も参加する県の議長会で豊後大野の議長から、豊後大野の介護保険料が大幅に上がるから何とか国に働きかけてくれということから出発したようなんですよ。こんな今ごろ出したってこれ間に合わないんですよ。

本来ならば、もっと1年前でも出してやれば効果あったと思うんですけどね。

それで、同じように議長がその会議で受けて帰って、それぞれのところで具体化……要らん世話焼くなど、おれたち社会文教委員がやるということもあります。案がみんなまちまちなんですよ。これは、どういう形で出されたものなのか。本当にこれが高田の市民にとって都合のよい制度というように思うのかどうなのか。どこが問題かということを指摘します。

これは、第1項目にあります広域化による保険者設立を積極的に推進することとありすね。広域化というのは、後期高齢者医療が大分県広域連合になって一本化しました。こういうようにするという事なんですか。そういうふうに聞こえる、そういうことなんですか。そうしたら、高田にとって得なんですか。

私、宇佐や中津の議会も傍聴してきましたが、これは意見書とは別に介護保険の広域化の問題、中津で議論がありました。民生部長は、中津としては広域は絶対反対ですと、中津は中津で独自でやりますということになりました。そういう答弁していました。宇佐については、意見書を持っていますけれども、宇佐についても広域化はしないというんですね。高田はどこと広域化するというんでしょうか。これはね、削除すべきだと思います。

広域化しているところを、けさの新聞読んでみたら、全国一今回介護保険料が高いところは広域化のとこなんですよ、広域連合のところね。福岡県の8自治体で広域連合つくって、佐賀県なんか大きい広域連合つくっているんですけど、ここでは今回の改定で基準月額6,580円になります。広域化していいことは全くないということを証明してるんですね。

だから、まず1回これはいわゆる問題だと思うので、ちょっと休憩とってこの文は削除して、せめて宇佐と同じぐらいのものにしないとちょっとおかしいんだと思うんですけど、取り扱いをよろしく願いいたします。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 大石議員の質疑にお答えをしたいと思います。どういう形でこの意見書を出されたものなのかということでありまして、まずその点からではございますが、ただいま大石議員のお話ありましたように、先月2月17日に県市議会議長

3月23日

会の理事会を宇佐で開催されておりますが、その中で県南5市、豊後大野市の議長が提案をして本意見書の提出の依頼があったということで、村上議長が持ち帰ったものでございます。

その後に議運の、私が今、議運の委員長として提案理由を説明させていただいておりますが、これまでの慣例によってそうしたことで説明をさせていただいております。

広域化にすることがどうなのかということでありますが、確かにご指摘のように中津、宇佐の例がありましたように、保険者を広域化する件につきましては、保険料の高騰を招くのではとの懸念などから、数市が今確かに広域化の項目、文言を外す市があるということは確かであります。

私も、この意見書の提案に際しましては、市の担当課にも確認をしまいいりました。要望している2項につきましては、同じ趣旨の要望を県の市長会より全国市長会に提出しているとのことでありまして、このことで整合性がとれているのではないかと、このことでも思っております。また、全国一律に実施されております制度でありますので、保険者を広域化することによって保険料も統一されるということが望ましいと思っております。

広域化につきましては、大分県内であるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 2月17日の県の議長会の理事会で、提起があつて村上議長が持ち帰ったということなんですけども、なぜ村上議長時代に議運で諮って、これどうこうするかという検討がされなかったのか。実際に検討されたのは、今の河野議長にかわってからでしょう。どういうことなんですか。その説明してください。

同時に、県南3市が云々とかいろいろ言いましたけど、意見書のものはやっぱりそれなりの議会の意思なんですよ、そうでしょう。本来ならば、議会運営委員会ではなくて社会文教委員会のメンバーの皆さんでどうするかというぐらいないと、社会文教委員会の権威が上がりませんよ。そうでしょう。

それやっぱり相当研究して、高田ではこういうほうがよいということで意見出さなかったら、それも私が今さっきの討論で述べたように3年先の改定に向けての意見書になるんですよこれはね、そうでしょう。だから、やっぱり団塊の世代がよいよ介護保

険を利用することになるんですよ。それでもう大幅な値上げになると思いますよ。それを抑えるためにどうするか、抜本的改正が要ることは間違いないんですよ。

だから、今回は一応取り下げるなりして、次までに、次の6月議会でいいやないですか。社会文教委員会に預けて、最もいい方法をとらんと、今の提案者は大分県の広域連合を考えているみたいなこと言うけど、議長会で豊後大野の議長からあつたのは、全国一本でもいいみたいな説明があつたようなんですけどね、そうじゃなくてそれぞれのところで意見書を出せばいいわけでしょう。大分県同一のものじゃなくてもいいわけですよ。

全国議長会、あるいは大分県議長会の名前出すのはそら結構ですよ。豊後高田市議会の名前で出す意見書でしょう。だから、ここでよく議論して、その専門家である社会文教委員会でよく議論して、もっともふさわしいものを出したほうが効果があるんじゃないんですか。議員の自主性というのはないんですか。

あなたも、これまでである国会議員の秘書もされておつて法的にお詳しいと思うんですけど、意見書の意義もわかるでしょう。今出さなくてはならないことないでしょう。6月でも効果はあると思いますよ。立派なもの出したことが。だから、私はもう1回ちょっと休憩とつて提案者の中で議論してもらうか、いやもう取り下げてもらうか修正してもらうかね。せめて宇佐と合わせたようなものをつくるべきじゃないんですか。ぜひそうしてもらいたいと思いますが。

それから、大事な点は村上議長が預かってきたものを何で河野議長にならないと社会文教委員会の議題にならなかったのか、その辺も市民の前に、村上議長が、何、やる気がなかったのかということも伺えるんですよ。それも大問題でしょう、その問題も。明らかにしてください。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 再質疑にお答えしたいと思います。2月17日以降、社文でも開いてなぜ議論をしなかったかということでありましたけども、直近のこの第1回の定例議会で論議するものと私は思っておりました。

それから、この意見書の取り扱い、6月議会でもいいのではないかと、このことではありましたが、事務局から資料をいただいておりますが、この意見書の提出を見送っているのは現在のところ、町村を除き

14市の中で大分市と由布市が見送っております。残り12市におきましては、広域化を入れる入れんは別としまして12市が提出をしておりますので、本高田市議会においても提出したいと思っております。

以上であります。

○20番(大石忠昭君) 議長、私の質問に答えていません。今、ちょっと質問のとらえ方が違うんじゃないんですかね。議長会では2月17日でしょう。その後、議会運営委員会が2月末に開かれたでしょう。ここに議会運営委員会でかけるならばここに議長がかかるべきじゃなかったかということを行っているんですよ。かけたのは議会が始まってからでしょう。たしか議案質疑の日だったと思います。これ、議運で議論したのは。そうでしょう。なぜそんなことになったのかということを知っているんですよ。そらまあ再質疑の中でちょっと答えてください。おかしいでしょうが。全県的にどうなっちゃうこうなっちゃうちゅ話すんならね、もう全県的に大分県が一番おくれるんです。こんなことは、もう第5期計画の改定を目指してよその議会はもっと早い時にやっています。だから、今度次の計画に向けてやるのなら、今あわてて出しても今回の議会で行っているところ全国で何か所ありますか。ないですよ。今回やっている、6月議会でも9月議会でも結構ですよ、立派なもの、意見書をつかったほうが市民の特になると思うんですよ。よって、ちょっと議長休憩して議論してください。大事な問題ですよ。これは、議会の権威の問題ですから。)

○議長(河野正春君) しばらく休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時48分 再開

○議長(河野正春君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) 再々質疑にお答えしたいと思います。2月27日に、先ほど来言われておりますように村上議長が議長会でお持ち帰りになって、その後この意見書をどうするか、県下各自治体の状況を見極める、そしてまたその上で議運の中で話をするということでありましたので、3月12日の議運の中で議論という形になりました。

以上であります。

○議長(河野正春君) 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 今、再々質疑の答弁で言われましたけど、私はまだ再々質問をしたつもりはないんですけども議長どうでしょうか。どうでしょう、答弁漏れじゃないですかと。まだ、村上前の議長からちょっと意見を聞きたいんですけどね、それできないですかね。それから再々質問じゃ。

○議長(河野正春君) 大石議員、再々質疑ですかね。

(○20番(大石忠昭君) 再々質疑をしますけど、さっき言ったとおりにできないかい。じゃ、もう一度質疑をいたしますが。)

○議長(河野正春君) 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) はい。今、議運の委員長から17日の結果を、何かあなた自身が聞いていたかのような何か答弁だったんですがそうなんですか。村上議長から、議会運営委員長に2月17日の議長会であったから、ひとつ議運で意見書出してくれという要請がいつあったんですか。なかったんでしょう。一番初めにあったのはいつなんですか。あれば3月議会の日程を議論する議会運営委員会で、第1号の意見書はその日にやっとするでしょう。その日にやるべきやったんじゃないんですか。その時もう受けとったけども、一応流したということなんですか。どちらですか、それを明らかにしてください。

それから、意見書というのは、もうずいぶんこれまでも何件も出してきましたよ。本当に効果を上げる地方議会の議決というのは、国にとっても大事な問題なんですよ。国の政治を動かす上で。だから、そう同じ趣旨で何度も出したり出しかえたりするわけいかんわけでしょう、権威がないでしょうが。

だから、今回の5期計画の実態を踏まえてみて、今度6期計画ではこのままいったら大変なことになるんだという、私はタイトルにある抜本的改革については賛成なんですよ。それなのに、広域化が前面でよいんですかと、そういうことやないでしょう。

広域圏といえ、今までごみやその他についても宇佐と一緒にやってきましたよ。その宇佐のほうが広域化を外すということで外したんですよ。中津については、民生部長こんなこと絶対反対だと議会で答弁しました。なのに、高田があえて宇佐は反対というのに、高田は広域化推進しようなんという国に意見上げる必要がどこにあるんですか。

そう一致できないことをあえて今度の議会で、大野の議長から要請を受けたから、やらないらんですか。これ議会が問われる問題じゃないですか。よ

3月23日

それから言われてやる問題じゃなくて、高田の5期計画の事業内容結果を踏まえて、3年先にはまだ高齢化が進む、事業量もふえる、このままいったらもう大変なことになると。だから、我々こういう意見書を出すんだと、これは社会文教委員会の委員の皆さんを立てて、そこで議論して社会文教委員長が提案者になって、あと委員の方が賛同者になってやるということが市民にとっても議員の権威を誇らしく掲げてやれることになるんじゃないんですか。

だから、もう1回ちょっと休憩とってもらってね、ちょっと正副議長、社会文教委員長正副、議運の正副でちょっと議論してください。私はあえて意見書そのものに反対するんじゃないんですよ。最もいい方法をとろうと。それが今出さなくてはもう列車に乗りおくれるならそらそう言いませんよ。今でなくていい、6月でもいいじゃないですか。6月で悪いですか。6月だと効果がないんですか。そんなことないでしょうが。社会文教委員会を立てて、もう1回議論をし直して、再提出を求めたいと思います。取り計らいをお願いします。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 質疑にお答えをいたします。2月27日以降、議運が2月23日だったと思うんですが、その際に1件の、先ほど河野徳久議員が提案しました意見書、そして事務局からはもしかしたらこの介護の部分が出るかもしれないということで、今後調査を県内の状況を調査するからということで、その時点では私は話を聞いておりました。

それから、今回意見書、社文も含めて再度提出時期について考えたかどうかということでありましたが、広域化についても提出時期についても先ほどご答弁申し上げましたとおりでございます。

以上であります。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（○20番（大石忠昭君） 議事進行についてあります。議事進行。いいですか。）

○議長（河野正春君） はい。

○20番（大石忠昭君） 意見書の性格上、基本的には満場一致で意見書というのは採択されるのが一番強いんですよ。これは、介護保険の抜本改定という問題については、市民にとって大きな問題、豊後高田の場合、今度市長が勇断を下して若い世代の人をどんどん高田に住んでもらうと、子供をうんと産んでもらうという施策をとっていますからね。これはありがたいんですけども、同時に、高齢化率が

上がっても団塊の世代が今度利用できるようになったら大変なことになるんですよ、これは。だから今やることないので、議長もう1回、正副議長、正副議運委員長、正副社会文教委員長でちょっと協議してもらえませんか。どうしてんやるんなら、やるでまた考えがありますよ。ちょっと休憩とってやってください。大事な問題ですこれは。

○議長（河野正春君） しばらく休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この件につきましては、提出者、2番、近藤紀男君がこのまま審査してほしいということでございますので続けます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。私は、意見書第1号については、住民の立場に立った意見書でありまして賛成をいたします。

意見書第2号については、先ほど提案者にいろいろ質疑をしましたように、介護保険制度の抜本的改革を求めることについては大いに賛成であります。しかしながら、要望事項として2つあるんですけども、1項目めの広域化による保険者設立を積極的に推進することと、ここがちょっと、今豊後高田市民の状況から見まして広域化することが果たしてよいかどうかというのは疑問であります。

県内でも対応がまちまちですけれども、広域化といえ、今までのごみ処理施設につきましても宇佐・高田、あるいは介護の部分でも審査事務については宇佐・高田で行っていますけれども、その宇佐のほうで広域化はいかんということで同じ文面が議長会から持ち帰られました。これを社会文教委員会で審査する中で全部カットしました。宇佐独自のものになっています。なのに、相手がそういう状況なのに高田はこれを推進するのは、整合性がないと思いませんしね。問題ではないかと思えます。

よって、こういう問題は、宇佐でも社会文教委員会で議論をして文面をつくっております。高田にお

いても、こういう案件は議会運営委員会の問題ではなくて、やっぱ今まで介護保険の条例改定や予算を審議してきた、その中で問題点も浮き彫りになってきておりますので、そこで専門的に住民の側に立って政府に向かってどういう抜本的に改正を求めていくかと。

例えば、何か一般財源からの繰り入れができるように求めるとかいう意見があったんなら、それ書くんだって結構ですよ。そらね、それがよいかどうかは別として。そういう皆さんの意見で、総意をこらして最も効果のある意見書を提出すべきだと思うんです。よって、この広域化の部分について私はこれは削除を求めましたけれども、それはあくまでも原案どおりでいくということでこれは反対です。

それから、公費、保険料の、2項のところですね、見直しを含めて、国、県及び市町村の財政負担割合や財政調整交付金のあり方を見直すことができるでしょう。これでは、やっぱり議会の中で精通しとる皆さんは65歳以上の1号被保険者の負担割合を軽減することという文面になっとるんですが、県下の見るとね。これだけでは不十分なんですよ、高田みたいに高齢化率が高いところでは。そういう研究が要りますので、この文面では不十分でありますので私は反対をいたします。ご賛同をお願いいたします。

以上。

○議長(河野正春君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、意見書案第2号については原案のとおり可決されました。

○議長(河野正春君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付しておりますとおりに派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止についてはその決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、平成24年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 安東正洋

〃 北崎安行